

随意契約理由

令和6年(2024年) 5月31日

契約担当課名	市民協働部くらし支援課
発注担当課名	市民協働部くらし支援課
契約名称	地域就労支援事業（若者サポートステーション事業）業務
契約内容	地域就労支援事業（若者サポートステーション事業）業務一式
契約締結日	令和6年5月31日
及び契約期間	令和6年6月3日から令和7年3月31日まで
契約の相手方 (所在地・名称)	一般社団法人 キャリアブリッジ
契約金額	1,018,518 円
随意契約理由	(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当) 地域若者サポートステーションについては、青少年の雇用の促進等に関する法律第23条に規定する無業青少年の職業生活における自立を支援するための施設として位置づけられており、国と地方自治体の役割分担については、基盤的事項は国が、それ以外の地域の実情に応じて実施する事項は、自治体が措置を講ずることとされている。 本事業は、自治体が講ずる措置のうち、地域就労支援事業として行うもので、地域若者サポートステーションが有する専門性や事業者との関係性を活用して実施するものであり、競争入札には適さないことから、とよの地域若者サポートステーションを令和6年度国から受託している当該法人を委託事業者を選定するものである。